

開 発 行 為 許 可 書

住 所 愛知県岡崎市羽根町字陣場303番地

氏 名 アップウィッシュ株式会社
代表取締役 鳥居幹男 様

令和5年11月24日付け申請のありました開発行為については、都市計画法(昭和43年法律第 100号)第35条第 1項の規定により、下記の条件を付けて許可します。

令和5年12月1日

名古屋市長 河 村 た か し



記

1 開発区域に含まれる地域の名称

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番303、2878番304、2878番305、2878番307及び2878番3638

2 予定建築物の用途

戸建住宅(11戸)

3 許可条件

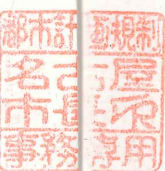
別紙記載のとおり

教示

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、都市計画法(昭和43年法律第 100号)の規定により、名古屋市開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、審査請求をすることができません。

別紙（許可条件）

- 1 工事施行中及び開発許可に係る行為を中止又は廃止するときは、開発区域の周辺に土砂の流出等による被害をおよぼさないよう十分な防災措置を講ずること。
- 2 工事車両などの出入りについては、交通の円滑及び安全に配慮をし、通行者等に危害を生じないように、必要に応じて誘導員を配置するなどの措置を講ずること。
- 3 開発区域の周辺環境に配慮して工事を施行すると共に、周辺住民に対する説明などを行うときは、誠意を持って対応すること。
- 4 道路に関する工事は、道路管理者（土木事務所長など）の指示監督を受けて行うと共に通行者等に危害が生じないように安全上必要な措置を講ずること。
- 5 給水施設及び下水道施設に関する工事は、本市上下水道局又は本市上下水道局長の指定する者が施行すること。
- 6 宅地造成等規制法、施行令、施行規則及び名古屋市宅地造成等規制法施行条例、施行細則、宅地造成工事技術指針により施行すること。なお、盛土がある場合は、30cm以下ごとにローラー等で締固めをすること。
- 7 道路を新設することから、交通安全について所轄警察署と協議すること。
- 8 鉄筋コンクリート擁壁のある場合は、基礎掘削が完了したときに根入深さの検査及び基礎、たて壁の配筋が完了したときに検査を受けること。
- 9 工事完了後、検査しがたい基礎、裏込コンクリート、透水層、配筋等はその箇所及び寸法（スケールをあてること）の確認ができる写真、並びに構造物の完了写真及び敷地周辺の状況が確認できる写真を完了届書の提出時に1部提出すること。なお、盛土がある場合は、30cmごとにローラー等で締固めをしている状況が確認できる写真を提出すること。
- 10 擁壁基礎地盤について、必要地耐力が 150kN/m^2 （ 15tf/m^2 ）を超える場合は、平板載荷試験等で地耐力の確認を行い、その結果を提出すること。また、必要地耐力が不足する場合は、必要な措置を検討した後、その検討書を提出し、審査を受けてから工事を実施すること。
- 11 第三者に開発区域の土地を譲渡するとき等は、この開発許可の条件及び内容を十分に説明すること。



(注意事項)

開発行為に関する工事の施行にあたっては、下記の事項に注意してください。

- 1 開発許可を受けた者及び工事施行者は、開発行為に関する工事に着手しようとするときは、工事着手届を本市に提出すること。
- 2 開発許可を受けた者及び工事施行者は、開発行為に関する工事の施行に伴い災害が発生し、又は他に危険を及ぼすおそれが生じたときは、ただちに必要な応急措置をとるとともにその状況を本市に報告すること。
- 3 開発許可に関する行為を中止、完了、又は廃止するときは遅滞なく本市に届出ること。
- 4 開発行為に関する工事の期間中は、当該工事現場の見やすい場所に許可済みの表示板を掲示し、開発行為に関する工事の設計図を工事現場に備えておくこと。
- 5 開発許可を受けた者及び工事施行者は、開発許可に係る工事に着手する前までには、この工事により影響を受ける周辺住民に対し、工事内容について十分説明し、納得を得るよう努めること。
- 6 開発行為に接する道路及び工事車両の通行する道路の管理者、愛知県公安委員会・愛知県警察・管轄警察署と十分協議することで、その道路の危険防止その他交通の安全と円滑を図るとともに、周辺住民の支障にならないよう十分配慮すること。
- 7 土砂の搬入等に伴う工事車両の出入りについては、交通上の危険等の防止のため必要な標識を設置するとともに、誘導員を配慮する等十分な警備体制をとること。
- 8 開発行為に関する工事が主要な工程に達したとき及び工事完了検査時に検査しがたい基礎、栗石、透水層等を施行したときは、その寸法、構造等が確認できるように施行状況を示す写真を撮っておくこと。
- 9 開発行為に関する工事が次の工程に達したときは、その5日前までに届け出て中間検査を受けること。
 - (1) 鉄筋コンクリート擁壁の基礎掘削が完了するとき。
 - (2) 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋及び壁配筋が完了するとき。
- 10 工事完了後、検査しがたい基礎、裏込コンクリート、透水層、配筋等はその箇所及び寸法（スケールをあてること）の確認ができる写真、並びに構造物の完了写真及び敷地周辺の状況が確認できる写真を完了届書の提出時に1部提出すること。

なお、盛土の場合は、30cm以下ごとにローラー等で締固めをしている状況が確認できる写真を提出すること。
- 11 他法令を遵守すること。

